



当薬局の施設基準届出状況について

当薬局は、以下の届出状況欄に●の記載がある項目について関東信越厚生局により要件審査の上、指定を受けいている薬局です

2025年12月1日～

指定状況	項目	点数	内容
●	調剤基本料1	45点	調剤基本料2・3及び特別調剤基本料Aのいずれにも該当しない、又は医療資源の少ない地域に所在する保険薬局
	調剤基本料2	29点	①月4000回超かつ上位3の保険医療機関の集中率の合計70%超 ②月2000回超～4000回かつ特定の保険医療機関の集中率85%超 ③月1800回超～2000回かつ特定の保険医療機関の集中率95%超 ④特定の保険医療機関からの処方箋受付回数が月4000回超
	調剤基本料3（イ）	24点	同一グループの保険薬局数が300未満であり以下いずれかに該当する保険薬局 ①月3.5万回超～4万回以下かつ集中率95%超 ②月4万回超～40万回以下かつ集中率85%超 ③月3.5万回超～40万回以下かつ特定の保険医療機関と不動産の賃貸借関係あり
	調剤基本料3（ロ）	19点	同一グループの保険薬局数が300以上又は月40万回超であり、以下のいずれかに該当する保険薬局 ①集中率85%超 ②特定の保険医療機関と不動産の賃貸借関係あり
	調剤基本料3（ハ）	35点	同一グループの保険薬局数が300以上又は月40万回超、かつ集中率85%以下の保険薬局
	特別調剤基本料A	5点	保険医療機関と不動産取引等の特別な関係を有し、かつ集中率50%超の保険薬局
	地域支援体制加算1	32点	調剤基本料1を算定している保険薬局で地域医療への貢献に係る体制や十分な実績がある
●	地域支援体制加算2	40点	調剤基本料1を算定している保険薬局で地域医療への貢献に係る体制や相当の実績がある
	地域支援体制加算3	10点	調剤基本料1又は特別調剤基本料B以外を算定している保険薬局で、地域医療への貢献に係る体制や十分な実績がある
	地域支援体制加算4	32点	調剤基本料1又は特別調剤基本料B以外を算定している保険薬局で、地域医療への貢献に係る体制や相当の実績がある

指定状況	項目	点数	内容
●	連携強化加算	5点	災害・新興感染症発生時等の対応体制を確保している薬局
●	医療情報取得加算	1点	マイナンバーカード利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている（12か月に1回算定）
	医療DX推進体制整備加算1	10点	オンライン資格確認等システムにて診療情報・薬剤情報等を取得、活用する体制、電子処方箋の応需体制を有しマイナ保険証の利用実績が45%以上ある薬局
●	医療DX推進体制整備加算2	8点	オンライン資格確認等システムにて診療情報・薬剤情報等を取得、活用する体制、電子処方箋の応需体制を有しマイナ保険証の利用実績が30%以上ある薬局
	医療DX推進体制整備加算3	6点	オンライン資格確認等システムにて診療情報・薬剤情報等を取得、活用する体制、電子処方箋の応需体制を有しマイナ保険証の利用実績が15%以上ある薬局
	無菌製剤処理加算	69/79点 6歳未満は 137/147点	無菌環境の中で、注射薬など混合した場合及び無菌的に充填した場合に算定
●	在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険）、居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導（介護保険）		在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後に薬剤師が患者様宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理を補助し、在宅での服薬管理に協力する
●	在宅薬学総合体制加算 1	15点	在宅患者への管理指導料に関する算定実績があり緊急時等開局時間以外にも在宅業務に対応できる体制がある
	在宅薬学総合体制加算 2	50点	在宅薬学総合体制加算 1 の要件を満たし、医療用麻薬の備蓄、無菌製剤処理を行う設備、かかりつけ薬剤師等の算定実績がある
	特定薬剤管理指導加算2	100点	特定の患者様に対し、治療内容を確認の上必要な薬学的管理指導等を行い、調剤後の患者様状況を確認及び医療機関へ情報提供した場合に算定
	後発医薬品調剤体制加算 1	21点	後発医薬品の調剤数量が80%以上
	後発医薬品調剤体制加算 2	28点	後発医薬品の調剤数量が85%以上
●	後発医薬品調剤体制加算 3	30点	後発医薬品の調剤数量が90%以上
●	かかりつけ薬剤師指導料（※1）及びかかりつけ薬剤師包括管理料（※2）	76点（※1） 291点（※2）	患者様の希望する薬剤師が、保険医と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導等を行った場合に算定
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者様に対して必要な薬学的管理・指導を行った場合に算定
	在宅中心静脈栄養法加算	150点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者様に対し、必要な薬学的・指導を行った場合に算定